



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第3号 令和7年2月3日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 2	皆伐面積の限度を公表する件	森林土木・保全課

徳島県告示第六十二号

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和七年二月三日

徳島県知事 後藤田 正 純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七五六・八五	五二・二六
吉野川中流	四九六・五四	九八・七二
貞光川	一三三・九一	二一・五一
穴吹川	二二二・〇一	六七・三八
美馬北岸	一一四・九三	六〇・八六
板野	二八六・四六	二〇六・四〇
鮎喰川	一五四・七三	四六・五六
勝浦川	三八〇・六三	一一・四六
那賀	一、七〇二・九九	一一〇・七〇
那賀川下流	四四・〇八	六・四二
日和佐川	一四六・七〇	九・一八
海部川	六八二・一四	五七・六六
計	五、一二二・九六	七六〇・一一

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課並びに徳

島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。

（